

事業別の審議概要

1. 再評価対象事業 10件

番号	類型	事業名【所在地】・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)	委員会において確認した事項・主な質疑応答及び意見
1	府営住宅建替	トドガバヤクスノキシユウタ 富田林楠住宅 〔富田林市〕 昭和38・39年度の建設で老朽化が著しく、居住水準や耐震性の低い住宅851戸を建て替える。	敷地面積：9.8ha 〔住宅敷地：7.8ha、 活用用地（売却）：2.0ha〕 建替戸数：851戸 計画戸数：851戸 事業手法：直接建設	事業採択後10年間継続中	H14	H26	111.5億円 国：50億円 府：61億円 153億円 国：69億円 府：84億円	1.49 (1.22)	工事63% H13事前評価 事業実施		【事業費の変動】 ・建設単価や落札率の低下による工事費の減少（約38.6億円減少）をはじめ、全体事業費が約41.5億円減少。 【視点1：事業の必要性】 ・本住宅の住戸は老朽化が著しく、住環境が悪化しており、居住水準改善やバリアフリー化、耐震性の確保など建替えの必要性に変化はない。 ・第1期（232戸）、第2期（180戸）は竣工し、現在、第3期（160戸）の工事中。 ・B/Cは、事業費が減少したことにより、事前評価時1.22から1.49へ増加。 【視点2：今後の進捗見通し】 ・今後の事業進捗の支障となる要因は見込まれていない。 【視点3：コスト縮減・代替案】 ・5期計画のうち、第1期、第2期が竣工しており、第3期が工事中である。工事の進捗は63%であり、代替案立案の余地はない。 【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続 事業の必要性に変わりなく、計画どおり事業が進捗していることから、継続とする。
2	港湾	カセンボウカホミオカ タモチコウイ 堺泉北港汐見沖地区 多目的国際ターミナル整備 〔泉大津市〕 荷捌き地が狭く多様な貨物が輻輳し非効率な荷役形態を解消するため、岸壁を新設し、中古自動車輸出の拠点港としての機能強化並びに物流の効率化を図る。	多目的国際ターミナル整備 岸壁 （水深11m、延長260m） 防波堤（延長80m） 泊地浚渫 （水深11m、31,000m ³ ） 臨港道路（延長1.4km、4車線）	事業採択後5年間継続中 （国の事業評価実施要領が改定され、補助事業は事業採択後5年継続時点で再評価実施）	H19	H24 (H23)	19.8億円 国：9.9億円 府：9.9億円 26.3億円 国：13.1億円 府：13.1億円	3.03 (3.14)	工事73% H18事前評価 事業実施		【事業費の変動】 ・既存防波堤の活用や落札率の低下により、全体事業費約6.5億円の減少。 【視点1：事業の必要性】 ・中古自動車輸出の拠点港としての機能強化並びに物流の効率化を図る本事業の必要性に変化はない。 ・B/Cは、中古自動車輸出量を見直したことにより、事前評価時点の3.14から3.03に減少。 【視点2：今後の進捗見通し】 ・臨港道路施工にあたり、先行する下水道工事に遅れが生じたため、完成は平成24年度となる見込み。 ・平成23年度末に泊地浚渫が完了し、平成24年度に岸壁、臨港道路の整備が完了する予定。 【視点3：コスト縮減・代替案】 ・現在、工事の進捗は73%であり、代替案立案の余地はない。 【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続 ・当初計画より完成が1年遅れるものの、今後、事業進捗が遅れる要因もなく、事業の必要性に変化はない。

*年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段（ ）は計画時または事前評価時の数値。変更のないものは記載せず。 12

事業別の審議概要

番号	類型	事業名【所在地】・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定期度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)	委員会において確認した事項・主な質疑応答及び意見
3	道路交通安全	村サカカキセン 大阪高槻線歩道整備 〔摂津市～高槻市〕 歩行者等の安全確保を目的として歩道整備を行う。	歩道整備 事業延長：640m 道路幅員：20.0m 自転車歩行者道整備 (幅員：4.0m)	事業採択後10年間継続中	H14	H25(H16)	4.1億円 国：2.3億円 府：1.8億円	—	用地0% 工事85%	—	<p>【視点1：事業の必要性】 ・財政状況の悪化により、用地買収を伴う区間の整備に着手できなかったため、完成は9年遅れ平成25年度となる見込み。 ・自動車及び自転車・歩行者交通量が非常に多く、交通事故件数も依然多い状況(H8～12：22件、H16～20：20件)である。また、平成22年4月に開校した府立吹田支援学校鳥飼校への通学路にもあることから、歩行空間整備の必要性に変化はない。</p> <p>【視点2：今後の進捗見通し】 ・今年度、用地買収を伴う区間の整備に着手し、平成25年度末完成を目指す。</p> <p>【視点3：コスト縮減・代替案】 ・工事の進捗は85%であり、一部区間は既に供用済みであることから、代替案立案の余地はない。</p> <p>【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続</p> <p>・財政状況の悪化により、現在までの事業進捗が大幅に遅れているが、当該箇所の自動車や歩行者等の交通量は非常に多く、交通事故件数も依然多い状況であることから、歩行空間整備の必要性に変化はない。</p> <p>【主な質疑応答及び意見】（「〇」質問、「△」応答、「◆」意見を示す。） ○何メートルぐらいたび幅し、延長は何メートルなのか。歩道幅分、全部たび幅するのか。 ⇒用地買収は約4メートルのたび幅、延長が150メートル弱で約600平方メートルである。歩道部分全部買収という形で考えている。 ○特に事故が多発しているところについては、用地買収が済むまでそのままの状態ではなく、一時的に簡単な工事でその安全面を確保されるような所はないか。 ⇒事故の内容は把握していないが、歩道が全くないところで歩行者のための幅員が確保できれば、ガードレールで仮に仕切るということが考えられるが、今は、用地買収し正規の歩道を作るということを第一に考えている。 ○どこで、どのような交通事故が発生したのか。 ⇒府警本部の情報から、死亡・重傷事故と歩道整備により防ぐことができるであろう歩行者・自転車関連事故について抽出したところ、本事業箇所については9件発生している。事故の事例であるが、歩行者が脇間、横断歩道がないところを横断しようとして原付自転車にはねられ軽傷を負ったという事故。 夜間に交差点で停止しているトラックに原付自転車が後ろから追突し、死亡したという事故が発生した。 ○最近、商店街でも自転車の事故が大きくとりあげられており、当事者が保険にも入っていない事例では被害者は賠償されないという問題がある。今後、安全対策や取締りについてどうしていくべきか。法的には自転車だけの特別な規制はないが、その点について対策はどう考えているか。 ⇒事故件数自体は減少しているが、自転車が原因となる事故の割合は増加している。道路交通法上、自転車が歩道を走ってよい場合は限定されており、また、自転車が歩道を走る際は、歩道の車道寄りを徐行し、人の通行を妨げるときは停止するといったルールがあるが、なかなか周知徹底されていないのが現状。府では、自転車の通行部分明示の指針をつくり、広幅員の歩道において、中央部に白い破線を引いて、自転車はその破線から車道側を走るようにし、周辺の小学校等への周知を警察と協力し、実施しているところだが、まだ大きく広がっていないので、委員のご意見も参考に、今後の対策等に取り組んでいきたい。 ○歩道たび幅なので、自転車も歩道を通行することを前提としているのか。 ⇒この歩道は幅員が4mなので、自転車は歩道通行可となると思う。 ○事故の誘因と道路構造の物理的な条件との因果関係がはっきりしないと、いろいろと対策をとられてもそれが事故削減にどれくらい結びつくか確認できないということが問題。そういうことを専門に分析しているところはあるのか。 ⇒歩道のないところに歩道を整備するという事業と、交差点で渋滞するので、右折レーンをつくって交通の流れを円滑にし、それと併せて歩道整備しようという事業。事故削減は期待しているが、車種別や事故発生要因別に分析して、今回の事業内容に反映させるところまでは至っていない。しかし、府では、警察と調整し、府内40か所について、事故危険箇所対策を進めており、大阪市等の道路管理者や学識経験者も入って、発生した事故の要因分析、どういう対策を実施したらいいか等について分析を実施している。 ◆整備前・整備後の図面を見る限り、歩道が片側しかないなど、誰が見ても明らかに問題のある道路。歩道たび幅等を実施した上で、なお事故が減少しない際に、そういう細かい分析をすればいいのではないか。現時点では、そこまでいっていない。細かい分析をする以前の段階の道路ではないかと思う。 ◆交通安全に対して重点的に取り組むべき箇所がある中で、対象事業はこういう位置づけであるといったことを説明した上で、あるいは、標準的な道路構造例でいうと、こういう現状はこういう観点からよくないといった解説の上で、ご説明いただくとわかりやすい。 ○事前の調査にはなかなかお金がつかない。交差点であればそれほど多額の費用をかける必要はないと思うが、できるだけ有効な改善方法を探るには調査・解析も重要。人手、外部委託等の費用等の問題はあると思うが、このケースだけに限らず、もう少し調査を詳しく実施していく方向でお願いしたい。 ⇒事前調査についてはしっかりしていただきたい。</p>
4		キヨオオカチキオウカクシヨウセイ (旧) 大阪中央環状線交差点改良 〔豊中市〕 豊中市の桜塚交差点において、交通事故防止を図るために、右折レーン及び歩道をたび幅整備する。	交差点改良 事業延長：100m 道路幅員：18.0m 右折レーン設置1箇所 (西行き) 自転車歩行者道たび幅両側 (幅員：2m⇒4m)	事業採択後5年間未着工	H18	H25(H20)	1.2億円 国：0.7億円 府：0.5億円	—	用地0% 工事0%	—	<p>【視点1：事業の必要性】 ・地元住民の理解が得られるまで交渉を継続してきたことにより事業着手が遅れ、完成が5年遅れて平成25年度となる見込み。 ・安全安心の確保や渋滞解消に資する事業であり、死亡事故が発生していることから、交差点改良及び歩行空間整備の必要性には変化はない。</p> <p>【視点2：今後の進捗見通し】 ・事業に対する地元住民の理解が得られず交渉が難航していたが、平成22年度までに理解が得られたことから平成23年度から事業着手する。</p> <p>【視点3：コスト縮減・代替案】 ・交差点改良及び歩行空間の確保を目的とした事業であり、代替案立案の余地はない。</p> <p>【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続</p> <p>・事業実施について、地元住民の理解が得られるまで交渉を継続してきたことにより事業着手が遅れたものの、地元住民の理解が得られ、また死亡事故が発生するなど事業の必要性に変化はない。</p> <p>【主な質疑応答及び意見】（「〇」質問、「△」応答、「◆」意見を示す。） ○5年間未着工ということで、どんな状況があったのか。 ⇒事業に対する反対があり、説明会ができなかったが、ここ数年この区間も含め本路線で7件の死亡事故が起きており、地元住民の方も意識を変えてきていただき、今年度から事業着手を考えている。 ○死亡事故の内容は把握しているのか。 ⇒事業区間近辺で起きた事故は、今回事業予定区間の東端の市道との交差点を横断中の事故だと聞いている。渋滞していることと、歩道が狭いので、飛び出してきた自転車、歩行者を認めるまでの時間がかかる。歩道をたび幅することによって、自動車から歩行者や自転車の飛び出しの確認がしやすくなるということで交通安全性の向上につながる。 ○どこで、どのような交通事故が発生したのか。 ⇒府警本部の情報から、死亡・重傷事故、自転車・歩行者関連事故に加えて、この事業については右折レーンの設置による渋滞の解消も目的としているので、追突事故についても追加して抽出したこと、12件の事故が発生している。事故の事例としては、普通自動車に原付自転車が後ろから追突したというもの。また、特徴的な事故としては、死亡事故だが、いずれも自転車が交差点を横断しようとしたところ自動車ぶつかった発生したもの。</p>

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段（）は計画時または事前評価時の数値。変更のないものは記載せず。

事業別の審議概要

番号	類型	事業名【所在地】・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)	委員会において確認した事項・主な質疑応答及び意見
5	道路交通安全	ひらかわくわせん 枚方茨木線 歩道整備 〔茨木市〕 歩行者等の安全確保を目的として歩道整備を行う。	歩道整備 事業延長：90m 道路幅員：12.0m 歩行者道整備（幅員：2.5m）	事業採択後10年間継続中	H14	H25 (H15)	1.15億円 国：0.6億円 府：0.5億円	—	用地22% 工事15%	—	<p>【視点1：事業の必要性】 ・財政状況の悪化により、交差する（都）富田自垣線（府道鳥飼八丁富田線）の事業完了後（22年度）の着手としたため、完成が10年遅れて平成25年度となる見込み。 ・当該箇所の交通量は依然多く、事故件数も大幅に増加（H8～12：5件、H16～20：22件）していることから、歩行空間整備の必要性に変化はない。</p> <p>【視点2：今後の進捗見通し】 ・交差する（都）富田自垣線（府道鳥飼八丁富田線）の事業が平成22年度完了したため、引き続き当該路線の事業に平成23年度着手し、平成25年度末の完了を目指す。</p> <p>【視点3：コスト縮減・代替案】 ・歩道設置以外に代替案立案の余地は無い。 【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続 ・財政状況の悪化により、交差する（都）富田自垣線（府道鳥飼八丁富田線）の事業完了後の着手としたため、現在までの事業進捗が大幅に遅れているが、当該箇所の自動車や歩行者等の交通量は依然多く、事故件数も大幅に増加していることから、歩行空間整備の必要性に変化はない。</p>
6		ミヤエイバクセン 三島江茨木線 歩道整備 〔茨木市〕 歩行者等の安全確保を目的として歩道整備を行う。	歩道整備 事業延長：400m 道路幅員：11.0m 歩行者道整備（幅員：2m）	事業採択後10年間継続中	H14	中止 (H18)	4.2億円 国：2.3億円 府：1.9億円	—	用地3% 工事12%	—	<p>【視点1：事業の必要性】 ・歩行空間整備の必要性に変化はないものの、一定の歩行空間が確保されているなど他事業と比べて当該箇所の事業化の優先順位は高くなく、また財政状況が悪化するなか事業着手できない状態が継続しているため中止する。</p> <p>【視点2：今後の進捗見通し】 ・財政状況が悪化するなか、本路線については事業着手の目途が立たないことから中止する。 【対応方針（原案）】 ⇒ 中止 ・歩行空間整備の必要性に変化はないものの、一定の歩行空間が確保されているなど他事業と比べて当該箇所の事業化の優先順位は高くなく、また財政状況が悪化するなか事業着手できない状態が継続しているため中止する。</p> <p>【主な質疑応答及び意見】（「〇」質問、「→」応答、「◆」意見を示す。） ○事業採択から10年も経過しており、もっと早くできなかったのかと思う。もっと早くできていればここに示されている事故もいくつかは防げたのではないか。進捗を急ぐべきだと思う。予算的に厳しいから進捗が遅れたということ。 ⇒交通安全管理全体の予算が減少している中、ここでは南北方向の道路整備を優先したこともあり、用地買収も進んでいない状況。他の優先順位の高い路線や用地買収が7～8割進捗している事業の完成を優先したという意味で、「財政状況の悪化により進捗が遅れた」という説明をした。財政状況の悪化により、この事業の進捗状況から優先順位が低下してしまった。そのために、本来なら防げたかもしれない事故が発生しているということもあり、3年間で完成させたいことから、25年度を完成目標としている。</p> <p>○当初の計画では事業期間は1年間。14年度の時点でお金があれば1年間でできたものが、お金がなかったので実施しなかったように見える。25年度に完成できるのか。また、土蔵等のある古い家があるが歩道の拡幅は本当にできるのか。 ⇒当初、1年を予定していたのは、南北方向の道路と一緒に事業を進めていく考えであったが、実施できなかったので、今回3年間としている。拡幅は、両側拡幅を考えており、大きな土蔵のある家にはかからないと考えている。実効性という点については、まだすべての地権者に同意をいただいているわけではなく、これから説明を行うところである。</p> <p>【主な質疑応答及び意見】（「〇」質問、「→」応答、「◆」意見を示す。） ○現況は、全事業区間に通じて途切れずに歩行空間は確保されているのか。 ⇒確保されていない区間もある。</p> <p>○評価調書によると、平成8～12年にはなかった事故件数が、平成16～20年には5件となっていることについてどう考えるか。また、地元要望について、当初、地元市等からの要望が出されていたが近年はなくなっているということだが、これは積極的な要望が出されていないことなのか、地元が実際にどう考えているのか確認もしているのか。 ⇒この区間については、平成8～12年度には事故がなかったが、この5年間では事故が発生しており、事業継続を検討する上で考慮した点だが、他の事業箇所より事故は少ないという判断をしている。また、地元要望については、地元に話を聞きに行って確認したということではなく、近年、地元市から整備要望がないということを記載している。</p> <p>○地元から要望ないということについて懸念がある。一度要望して、府からよい回答があったので、安心していることがあるのではないか。中止の説明をすれば、まだ地元からの要望については、状況が変わってくるのではないか。どのような形で優先順位をつけているのか。 ⇒歩道整備の優先順位の考え方としては、現状で歩道があるかないか、自動車や自転車の交通量がどの程度か、通学路等に該当しているのか、交通パリアフリー法による重点整備地区の中の特定道路に位置付けられているかについて定性的、定量的な評価として考慮している。その次に地元からの要望のあるなし、地元がこの事業に対して用地買収にどの程度協力していただけるのか定性的な判断を加えて優先順位を考える。また、用地買収なしで現道の幅員内の対応が可能かといった点も勘案して優先順位を考えている。</p> <p>○継続としている事業については、すべて毎年積極的に要望があるのか。委員会としては、府が継続・中止等を判断したプロセスの監視が重要な役割。 中止する場合、地元の自治会等で説明してからでないと委員会としては中止が妥当という判断はしにくい。まずは、継続する分については常に要望が出されているのか確認したい。 ⇒毎年1回は市から府に対して要望が出される。枚方茨木線については要望があった。大阪高槻線については高槻市からの要望はなかったが、近隣の支援学校から要望をいただいている。</p> <p>○地元要望について、市から地元住民の意向について確認してもらわないと、委員会として判断がしにくい。整備の必要がないというわけではない。事故もゼロではないし、地元の意向について確認を取ったうえで報告してほしい。</p> <p>○実際上、どうして中止するにいたったかの理由が重要。単に「財政状況が悪化しているから」というのは説明が足りない。優先順位について説明をもう少ししていただきたい。また、用地買収について、地元と交渉しているのか。写真を見ていると、拡幅が本当にできるのか疑問。こういう場合は、非常に熱烈な地元要望がないと実施できないなど、納得できる理由について説明されたい。以上2点についてお願ひしたい。 ⇒事業中止の理由について、平成13年度に、全体400mの事業区間にについて評価をしたが、地元自治会には、危険なところから事業を実施するということで、全体事業については説明していない。平成15年度に要望があった20m区間を整備後は、地元自治会からの拡幅要望等はない。 府の歩道整備の予算は、平成13～16年度当時は、約60～80億円の年間予算だったが、今年度は約30億円と半分程度に落ち込んでおり、過去のような事業実施はできぬいため、ある程度優先順位をつけて絞り込みを行わないといけない。 本事業区間については、4分の3の区間において一定の歩道が確保されており、現在の基準では事業実施対象にならない。歩道のない区間については、広い路肩があるということで、路肩のカラー化、ポストコーンや柵の設置等により、用地買収を実施せずに現道の中である程度の交通安全対策ができることから、こうした取り組みは前向きに進めていく。 以上のことから、本事業については、最も危険な箇所であった歩道のない区間については既に歩道整備済で安全確保ができたこと、また、一定の歩道があり事業としての優先順位が低いこと、現道内で一定の交通安全対策という代替対応が可能であることから、中止することとした。</p>

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段（）は計画時または事前評価時の数値。変更のないものは記載せず。

事業別の審議概要

番号	類型	事業名【所在地】・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定期度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)	委員会において確認した事項・主な質疑応答及び意見
7	砂防	ヒガシケンケイ 東谷支渓 【茨木市】 土砂災害から、府民の生命・財産を守るため、人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある渓流について、砂防施設の整備を促進する。	砂防えん堤工 堤高：7.0m 堤幅：37.0m	事業採択後5年間未着手工	H19	H28(H23)	2億円 国：1億円 府：1億円	2.60 (2.64)	用地0% 工事0%	—	<p>【視点1：事業の必要性】 • B/Cは、事業期間延伸により事前評価時2.64から2.60へ減少。 • 用地交渉が難航し、完成が5年遅れの平成28年度となる見込み。</p> <p>【視点2：今後の進捗見通し】 • 平成20年度に境界確定は完了し、地権者5名のうち1名が事業実施に反対しているものの、地元住民からも説得にあたっていただき、用地買収の協力が得られるよう交渉中である。</p> <p>【視点3：コスト縮減・代替案】 • 土石流の危険を回避するためには砂防えん堤の設置が必要不可欠であり、コスト縮減や代替案立案の余地はない。</p> <p>【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続 • 用地交渉の難航により、当初の計画より進捗は遅れているもの、事業の必要性に変化はない。</p> <p>【主な質疑応答及び意見】（「○」質問、「→」応答、「◆」意見を示す。） ○土石流危険渓流に指定されているのか。建築規制等が既にかかっているのか。 ⇒土石流危険渓流ということで、危険箇所になっている。ここは建築規制はかかっていない。土砂災害防止法の網をかけると、住宅については土砂災害が発生した場合でも耐えられる構造にするとか、立地抑制等ということで危険な場所には建物は建てない等の規制がかかるが、ここはまだこの法律の対象にはなっていない。 ○えん堤をつくることを仮にやめたらどうなるのか。 ⇒100年に1度くらいの雨が降ると、渓流に溜まっている土砂等が流出し、3%の勾配がある地形のところでは影響が出ると想定しており、えん堤がなければ、今想定している範囲までは土砂流出が考えられるということ。用地交渉が難航しており、仮にえん堤ができない場合は、ソフト面の対策を考えいくことが必要。下流域の方にいざというときに避難行動がとれるようなハザードマップの作成や、市町村による避難勧告等の指示をしていただくことになる。 ○事業は誰が要望してきたのか。 ⇒要望ということではなく府が決定している。 ○小学校の通学路どこなのか。 ⇒清渓小学校への通学路は、氾濫区域内に含まれている。 ○用地交渉の取組み状況は。 ⇒地権者5名のうち1名が事業実施に反対されている。反対されている方の所有地がえん堤をつくる箇所になっており、そこが買えないこと事業が実施できない。平成21年3月から協議を続けており、今年の5月にも協議を行ったが、理解が得られていない状況である。 ○1名の方はなぜ反対しているのか。 ⇒事業着手時は特に反対もなく、測量・境界確定は完了している。砂防施設の図面を説明させていただいたところ、「私の土地はきれいに整備しており、土砂流出の心配はない。事業の必要性はない」ということで、土地を手放したくない気持ちを持っているようだ。 ○1名が事業実施に反対されているということだが、協議しても理解が得られない場合は最終的にどうするのか。 ⇒反対されている方は、現地での立会や用地境界の確定までは了解を得ていたが、用地を買収する段階になってから、理解が得られなかったというもの。公共事業では、強制的に収用を行う場合もあるが、砂防事業の場合は、現時点ではそこまでは考えていない。今回の台風12号による他県での被害等も説明し、粘り強く交渉し、事業の必要性を理解していただきたいと考えている。大阪府では、他にもこうした事業を必要とする箇所が相当数あり、どうしても地権者の理解が得られない場合は、ハード対策は諦めて、ハザードマップの作成などのソフト対策で、いざという時に避難していただくということもお願いしていかざるを得ないと考えている。 ○上流側や下流側などに設計変更することは難しい状況か。 ⇒あまり上にえん堤をつけると上でしか土砂を捕捉できない。一番適切な位置で計画しており、少しずらした程度ではその方の土地を外すことができない状況。</p>
8		ヒヨウニシケイ 如意谷支渓 【箕面市】 土砂災害から、府民の生命・財産を守るため、人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある渓流について、砂防施設の整備を促進する。	砂防えん堤工 堤高：9.0m 堤幅：40.0m	事業採択後5年間未着手工	H19	H30(H25)	2.5億円 国：1.2億円 府：1.2億円	11.15 (11.61)	用地0% 工事0%	—	<p>【視点1：事業の必要性】 • B/Cは、事業期間延伸により事前評価時11.61から11.15へ減少。 • 財政再建プログラム（案）による建設事業費削減の影響でペースダウンし、事業着手が遅れ、完成が5年遅れの平成30年度となる見込み。</p> <p>【視点2：今後の進捗見通し】 • 用地取得できるよう地元住民・地権者と調整を図り、早期に本体工事に着手する。</p> <p>【視点3：コスト縮減・代替案】 • 土石流の危険を回避するためには砂防えん堤の設置が必要不可欠であり、コスト縮減や代替案立案の余地はない。</p> <p>【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続 • 財政再建プログラム（案）による建設事業費削減の影響で、当初の計画より進捗は遅れているが、事業の必要性に変化はない。</p> <p>【主な質疑応答及び意見】（「○」質問、「→」応答、「◆」意見を示す。） ⇒用地取得できるよう地元住民・地権者と調整を図り、早期に本体工事に着手する。</p>

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段（　）は計画時または事前評価時の数値。変更のないものは記載せず。

事業別の審議概要

番号	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)	委員会において確認した事項・主な質疑応答及び意見
9		チホニガワリバカ 父鬼川側川 〔和泉市〕 土砂災害から、府民の生命・財産を守るために、人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある渓流について、砂防施設の整備を促進する。	砂防えん堤工 堤高：5.0m 堤幅：44.2m	中止	H10	中止 (H23)	2.5億円 国：1.2億円 府：1.2億円	1.67 (2.64)	用地0% 工事0%	H19再評価 事業継続	<p>【視点1：事業の必要性】 ・事業の必要性に変化はないが、えん堤構造の見直し提示等用地交渉を重ねてきたものの、協力が得られず、今後においても着工の目途が立たないため中止する。</p> <p>【視点2：今後の進捗見通し】 ・用地交渉を重ねてきたものの協力が得られず、今後においても着工の目途が立たないため中止する。既に、砂防えん堤が、本事業の設置箇所より上流側に1基整備されている。 ・土砂災害に対する啓発活動として、平成22年度に府市及び地元住民とのワークショップを開催し、地域版ハザードマップを作成。</p> <p>【視点3：コスト縮減・代替案】 - 【対応方針（原案）】 ⇒ 中止 ・用地交渉を重ねてきたものの協力が得られず、事業進捗の見込みがないため、中止する。</p> <p>【主な質疑応答及び意見】（「○」質問、「△」応答、「◆」意見を示す。） ○東谷支溪と父鬼川側川でなぜ対応方針原案が異なるのか疑問。最初に「必要」と判断したのに用地交渉が進まないから中止というはどう判断したらいいのか。 ⇒本事業は、平成10年度から事業着手し、交渉を続いているが、土地を売却したくないという地権者が2名おり、えん堤の位置を決めることができなくなっている。他の事業と異なり、本事業箇所には、既にえん堤が一つあり、11%とはいえ捕捉できている。事業継続とした案件については、捕捉が0という状況。府ではこのような箇所が1009箇所あり、最低でも人家に近いところにえん堤を1つ作っていく方針である。父鬼川については、1つえん堤があり、用地買収が進まないことから、他の危険箇所に事業実施を移りたいという思いで中止している。</p> <p>○中止すれば、その分の予算を他の優先すべき事業にまわすことができるのか。それが可能なら、あいまいにしておくよりも、早く中止して他の事業で使えるようにした方がいいのではないか。 ⇒砂防事業については、要対策箇所（保全人家5戸以上）が1009箇所ある。現在対策が終わっているのは340箇所であり、まだ669箇所の対策が必要な箇所が残っているので、中止案件の予算はそちらの対策に回していくべきだ。</p> <p>○事業の取組み状況は。 ⇒平成22年の春に、地元の自治会長並びに和泉市に事業継続は困難であることについて説明している。それに基づき、地域の避難体制を整備することとし、地域版のハザードマップを作成している。地権者16名のうち、1名が事業実施に反対されている状況である。昨年8月から、警戒避難体制の整備のため、地元住民、和泉市と府が連携し、ワークショップを開催している。今年2月に地域版ハザードマップを作成している。</p> <p>今後、砂防事業の実施にあたっては、最初の関係者への説明段階で、今後、用地境界確定の立会や用地買収への協力をお願いするということについて丁寧に説明し、関係者の意向を早期に把握した上で、事業を進めていきたいと考えている。</p> <p>○砂防事業の場合、法律上、府は対策を実施する義務があるが、一人の人が反対しているから中止するということがどうなのかということだと思う。どうしても必要なものであれば、強力に実施すべきだと思う。対策を実施しないであいまいにしていて、人命に影響が出れば、府の責任を免れないのではないか。 ⇒急傾斜地崩壊対策事業とは異なり、地権者の説得を続けるしかないのではないか。どうしても説得できない場合、収用できるかどうかはわからないが、反対している地権者の土地を避けて対策することはできないのか。 ⇒既にあるえん堤との間の距離の問題もあり、適切な位置を計画で判断しており、簡単にずらせるというものではない。収用というご意見もあるが、他府県にも問い合わせたが、実際に収用して砂防えん堤を整備した事例はなかった。本事業と同様、用地買収が難航し、事業が遅れている間に災害が発生し、その場合は緊急を要するので、災害関連で事業を早期に実施する必要があるということで収用を実施した例は他県であったが、まだ災害が発生していない段階で収用を行った事例はなかった。</p> <p>○砂防事業で、何らかの理由で事業が進捗していない事例は全国的にもたくさんあると思うが、他府県も含めて、「中止」してしまう事例はあるのか。 ⇒中止事例はない。休止扱い。</p> <p>◆この事業は中止ではなく、継続して説得を続けるべきではないか。砂防事業については諒々と継続していただくことが妥当。</p> <p>◆19年度の再評価時にも事業継続としているので、今回も「事業継続」として引き続き粘り強く交渉されたい。</p>

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段（　）は計画時または事前評価時の数値。変更のないものは記載せず。

事業別の審議概要

番号	類型	事業名【所在地】・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)	委員会において確認した事項・主な質疑応答及び意見
10	急傾斜	ホウヤマツ 宝持山地区 〔箕面市〕 がけ崩れによる災害から府民の生命・財産を守るために、傾斜30度以上、高さ5m以上のがけ崩れの恐れのある急傾斜地において、急傾斜地崩壊対策施設の整備を推進する。	擁壁工 延長：240m	中止	H20	中止(H24)	2億円 国：0.9億円 府：1.1億円	5.36 (4.93)	工事0%	—	<p>【視点1：事業の必要性】 ・急傾斜地崩壊対策事業については、本来は斜面所有者が対策を行うべきものであるが、所有者の施工が困難とみられる場合は、市町村・地元住民・地権者から要望により府が施工している。用地取得は行わない。 ・本事業については、地元からの要望書が提出されたことから事業に着手したが、工事を行うにあたり必要となる「急傾斜地崩壊危険区域」の指定について、地権者全員の同意が得られないことから中止する。</p> <p>【視点2：今後の進捗見通し】 ・区域指定の対象となる土地の地権者の同意が得られず着工の目途がたたないため中止。 ・土砂災害防止法による区域指定や市の警戒避難体制の確立、危険箇所のパトロールの実施、ハザードマップ・土砂災害警戒情報により地元住民への指導周知を徹底する。</p> <p>【視点3：コスト縮減・代替案】 —</p> <p>【対応方針（原案）】 ⇒ 中止 ・急傾斜地崩壊対策事業は、市町村・地元住民・地権者から要望を受けての事業であるものの、事業を行うための「急傾斜地崩壊危険区域」の指定について地権者全員の同意が得られない状況では対策工事を行うことができないため中止。</p> <p>【主な質疑応答及び意見】（「〇」質問、「△」応答、「◆」意見を示す。） ○土地所有者が実施すべきものだが、要望がある場合に行行政で実施することとなっており、急傾斜崩壊危険区域の指定を受けることを拒否され、地権者全員の同意が得られないということか。 ⇒急傾斜地崩壊対策事業の場合は、砂防事業とは事業内容が異なり、用地取得は必要ないが、危険区域の指定を行うので、今後、家の建替等を行う際には許可が必要になってくる。区域指定されると土地・建物の価値に影響が出ることを懸念して、反対されているのではないかと思う。 ○この箇所では土砂災害防止法での地域指定はまだか。その指定については住民の同意は必要ないのか。 ⇒まだ指定されていない。土砂災害防止法での地域指定には地権者の同意は必要ない。 ○土砂災害防止法で指定されれば「危ない」と指定されることに変わりはないのではないか。 ⇒そのとおり。指定されれば、家を建て替える際に、鉄筋コンクリート構造にするなど、土砂災害に耐えうる建築にする等の規制がかかる事になる。 ○事業を実施したら景観や居住環境が相当悪くなるのか。 ⇒本事業箇所は、斜面の長さが30m以上となり長いため、斜面全体をおさえるような工法ではなく、土砂が落ちてきても捕捉できる擁壁をつくるという工法を計画していたので、斜面全体の縁はそのままとなり、それほど景観に影響が出るということではない。 ○それでは、価値が落ちるというのは資産的価値の問題だけということか。 ⇒区域指定によって土地の資産価値が低下するということで反対されている。 ○中止すれば、その分の予算を他の優先すべき事業にまわすことができるのか。それが可能なら、早く中止して他の事業で使えるようにした方がいいのではないか。 ⇒急傾斜崩壊対策事業についても要対策箇所は683箇所あり、今現在167箇所について対策済だが、まだ516箇所残っており、中止になればその事業費は次の箇所に使っていきたい。 今後は、市町村から要望書が提出された段階で、区域指定についての同意書の提出を徹底することにより、円滑に事業を実施していきたい。 「同意の意義と効果」については、同意書を取ることにより、工事が円滑に進むことになると思う。急傾斜地の場合、用地買収は伴わないため、売買契約等はないが、同意書には契約と同様の効果があると考えている。そのため、市町村長からの要望提出時の同意書提出を徹底していきたい。 ○人命に影響があった場合、府の責任になるのではないか。 ⇒災害が発生した場合の責任の所在については、他府県の事例についても調査を行った。工事が滞っている中で災害が発生した例は3件あったものの、訴訟に発展した例はなかった。これらについては、災害発生後、反対されていた方も同意されて、事業が円滑に進んだと聞いています。大阪府においても、過去にそういう事例はない。 今回の台風12号では奈良県・和歌山県等で大きな被害があった。市町村が避難勧告を出していなかったり、危険な箇所であることを住民の方が知らなかつたという例もあり、今後は、ソフト面での対策を充実し、十分、住民の方に対する危険箇所の周知を徹底していく必要があると考えている。今後、訴訟に発展するような事例があれば、注目していきたいと考えている。急傾斜地崩壊対策については、基本的に土地所有者が土地の保全を図る必要があるので、府としては責任はないと考えている。 ○地元の方は、本来自分たちが実施すべき事業であり、同意せずに事業が実施できない場合、府に責任はないといったようなことを、よく理解できているのか。 ⇒関係者は38名だが、今回反対されている8名の方は、斜面所有者ではなく、区域指定の対象となる地域にお住まいの方。土地の価格・価値が下がることが反対されている理由だと聞いている。もともと自治会から要望が出されており、危険な箇所で対策が必要であるということについては、理解されていると考えている。 ○事業が必要であることに変わりはないのではないか。 ⇒今回、審議していただいた結果を市に報告しないといけないと考えている。これまでも、府の池田土木事務所と市で調整をしているので、市には「この事業は区域指定の同意が得られないで実施できない」ということについて、口頭では説明していると思うが、市長からの要望書に対して、「中止します」といった正式通知を行ったわけではない。本事業については、箕面市も区域指定の同意が得られないで中止せざるを得ないという状況について知っており、今回の委員会での審議結果をご報告することになると思う。 ○委員会とは関係なく、府として「箕面市から要望があり事業を進めてきたが、関係者の区域指定の同意が得られないで、事業を中止したい」ということについて、正式に、箕面市から文書で回答をもらってほしい。その回答を委員会で報告していただきたい。 ⇒念のため箕面市に文書で確認する。箕面市にもソフト面での適切な対応をお願いするという文面になると思う。今後、全員の同意が得られるなど、条件が整って再度要望をいただければ、優先的に再開できるということではないが、再度実施を検討をさせていただくということについても説明する必要があると考える。 ○今回、こういうケースは初めてなのかも知れないが、きちんと文書で残してほしい。この委員会はプロセス、府が一定の判断に至った手続きを審議することが役割なので、きっちりやっていたい。</p>

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段（）は計画時または事前評価時の数値。変更のないものは記載せず。

事業別の審議概要

2. 再々評価対象事業 7件

番号	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再々評価要件	事業採択年度	完成予定期	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度 (付常意見など)	委員会において確認した事項・主な質疑応答及び意見
11	砂防	かねいがわ 甘南備川 〔富田林市〕 土砂災害から、府民の生命・財産を守るために、人家等に直接的に土砂災害を及ぼす恐れのある渓流について、砂防施設の整備を促進する。	砂防えん堤工 堤高：9.5m 堤幅：36.0m	再評価後 5年経過	H8	H26 (H22)	3億円 国：1.5億円 府：1.5億円	1.53 (1.84)	用地99% 工事36%	H18再評価 事業継続	<p>【視点1：事業の必要性】 • B/Cは、事業期間延伸により前回評価時1.84から1.53へ減少。 • 用地交渉が難航し、本体工事の着工が遅れ、完成が4年遅れの平成26年度となる見込み。</p> <p>【視点2：今後の進捗見通し】 • 地権者7名のうち1名が事業実施に反対しているものの、用地買収の協力が得られるよう交渉中である。</p> <p>【視点3：コスト縮減・代替案】 • 土石流の危険を回避するために砂防えん堤の設置が必要不可欠であり、コスト縮減や代替案立案の余地はない。</p> <p>【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続 • 用地交渉の難航により、当初の計画より進捗は遅れているもの、事業の必要性に変化はない。</p> <p>【主な質疑応答及び意見】（「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。） ○用地交渉のこれまでの経過は、99%取得済なのに、あと1名だけ残っているのはなぜか。 ⇒事業着手時には問題がなかったが、その後、別件で府に対し不信感を持たれたことがあり、反対となった。用地買収、工事に着手しているが、地権者7名のうち1名の方の協力を得られない状況。平成19年11月に協議を行って以降、協議にも応じていただけない状況であり、今年の3月には、地元自治会長他に現在の状況を報告している。 ○99%用地買収完了しており、あの1%の用地がこの反対されている方の土地ということか。 ⇒砂防えん堤をつくるところに土地を所有されている。 ○もっとも重要な1%の用地が取得できない中で、99%取得してしまっているというはどういうことか。 ⇒他の用地もすべて必要な土地ではあるが、砂防事業の場合、えん堤が入る部分と砂が溜まる部分も用地買収する。用地買収もかなり進んでおり、工事も進めているので、継続していかたい。 ○どうしても地権者の協力が得られない場合はどうするのか。 ⇒取得済の用地内に、えん堤の位置や幅等の見直し等検討せざるを得ない。今年度から検討していかたい。 ○その方が納得しなかったら10年でも20年でも継続するのか。 ⇒休止や一時中止も考えないといけない。</p>
12	施設整備	まちよみやまちやくちゅうりょうけんせん 岬町多奈川地区多目的公園整備 〔岬町〕 関西国際空港二期事業の土砂採取跡地に、協働・環境・健康をテーマとした「公共と民間が協働で創造する新しい多目的公園」を整備する。	施設整備 事業面積：約128ha 道路整備、緑地整備、水路整備	再評価後 5年経過	H9	H24	67億円 府：67億円 （69億円 府：69億円）	— 用地90% (0%) 工事78% (17%)	H18再評価 事業継続	<p>【事業費の変動】 • 落札率の低下により、全体事業費約2億円の減少</p> <p>【視点1：事業の必要性】 • 関西国際空港二期事業の土砂採取跡地である当事業箇所において、植物の生息環境の復元や地区内再生森林の再生及び周辺自然林の保全を目指して、府民の癒し・憩いの場を提供できるよう事業を進めている。 • パートナー事業者について、平成22年9月に進出候補事業者を3社選定し、進出実現に向けて、交渉しているところであり、経済活性化効果が期待できる。</p> <p>【視点2：今後の進捗見通し】 • パートナー事業者の進出状況により、道路整備が遅延する可能性があるが、道路以外の緑地等の整備については、計画どおりで平成24年度末完成予定。</p> <p>【視点3：コスト縮減・代替案】 • 用地は90%取得済み、工事も78%進捗しており、コスト縮減や代替案立案の余地はない。</p> <p>【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続 • 当該事業は事業の必要性が高く、またパートナー事業者の進捗状況により道路整備が遅延する可能性はあるが、道路以外の緑地等の整備については計画どおり平成24年度に完成する見込みであるため、継続。</p> <p>【主な質疑応答及び意見】（「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。） ○パートナー事業者とはどういうところか。 ⇒まだ候補の段階だが、太陽光発電の事業者が21ha、水耕栽培の事業者が1ha、肥料製造の事業者が2haの進出希望がある。その3社と交渉中。 ○進出企業は、それ以上は増えないのか。 ⇒まだ9.6ha残るので、今年から来年にかけて募集を行う。 ○用地90%という意味はどういうことか。買収したという意味ではないのか。 ⇒土砂採取前にすべて買収済だが、間に土地開発公社を入れているため、買戻し分が10%残っているということ。 ○公園の部分は相当利用者が見込まれるのか。 ⇒府民全体というよりは岬町の方が中心に利用されることになると思う。一部のグラントは岬町に貸し出しているが、土日はほぼ稼働している状況。 ○駐車場は十分あるのか。 ⇒健康交流ゾーンに90台ある。 ○費用便益分析の手法が確立されていないので算出できないと記載しているが、どういう点が難しいのか。公園整備は公園なりに評価できるだろうし、事業用地の開発はまたそれなりに評価できるように思うが、どこが難しいのか。今後もこのままずっと投資効果の評価を行わず進めいくつもりか。 そうなると、何を根拠に我々は判断すればよいのか。 ⇒評価は難しい。進出企業の業種や事業内容、どういった雇用を生み出すかがわからない中での便益の算出が難しい。 ○企業進出後の便益は確かに求めにいくのかも知れないが、何らかの方法は考えられないか。閑空への土砂の提供についての便益は直接的には算出することはできないから全体としては十分バランスが取れているのかも知れないが、公園と事業活動ゾーンについての数値は出すべき。 ⇒本事業は、「事業活動ゾーン」と公園を併設したものであり、こうした事業については、費用便益分析の手法が確立されていないため、算出していかなかったが、何か他の施設の手法を準用するなどして算出できないかというご質問をいただいたので、参考として都市公園整備の費用便益分析を算出する「大規模公園費用対効果分析マニュアル」を準用し、試算した結果、B/Cは1.11となっている。 ○残っている工事はどこゾーンか。 ⇒ほとんど出来上がっているが、道路の表層や公園の植栽、周回道路のフェンス等、一部の工事が残っている状態。 ○ここに進出する事業は雇用前提にするのは無理ではないか。岬町は人を提供できるところではないのではないか。 ⇒町は、雇用は大事なポイントととらえている。太陽光発電はあまり雇用効果はないが、水耕栽培については、一定の雇用は生み出される可能性がある。 ○農業に近い形の土地を利用する形の事業。雇用はあまり前提として考えることは難しい事業ではないか。 ⇒バランスよく応募してもらえばいいが、今のところは3社しか応募がなかった。また、問い合わせも来ているので、今後も募集の中で違った分野の事業者の応募も考えられる。ただ、雇用を多く生み出すような団地ではないと思う。 ○用地は売却することになるのか。 ⇒賃貸。定期借地方式となっている。 ○維持管理費の年間1500万円の内訳はなにか。 ⇒草刈や道路の清掃等。 ○法面が崩れるといったことは想定していないのか。 ⇒まったく想定できないということではないが、土砂採取が終わった18年度から植栽を行っており、かなり大きくなっている。 ○ここは水道、下水道等のインフラは入ってこないのか。また、ピオトープ等のメンテナンスはどうするのか。 ⇒下水道は入ってくる。水道は入ってくる。ピオトープは進出企業に組織を設けていただき、公園の一部として共同で管理するということも考えている。 ○府が管理する人員を配置するのか。 ⇒基本的には町が管理する。賃借料の一部を管理費にまわすこととなっている。</p>	

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段（ ）は計画時または事前評価時の数値。変更のないものは記載せず。

事業別の審議概要

番号	類型	事業名〔所在地〕・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定期	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)	委員会において確認した事項・主な質疑応答及び意見
13	連続立体交差	キンテツナラエン 近鉄奈良線 〔東大阪市〕 交通渋滞と市街地分断の解消を図るため、東大阪市の近鉄奈良線3.3km区間ににおいて、鉄道を高架化し踏切9箇所を除却する。	事業区間：3.3km 高架化駅：若江岩田駅、 河内花園駅、東花園駅 除却踏切数：9箇所	再々評価後5年経過	H4	H28(H23)	633億円 国：282億円 府：187億円 市：94億円 近鉄：70億円 613億円 国：273億円 府：181億円 市：91億円 近鉄：68億円	1.31 (2.21)	用地92% (95%) 工事65% (25%)	H18再々評価 事業継続	<p>【事業費の変動】 • 下記の理由により全体事業費で約20億円増額 * 若江岩田駅南側駅前空間の整備内容の確定による、自転車歩行者専用道路整備の追加（5億円） * 工事用進入路の位置変更等による増額（5億円）。 * 仮線切替に伴う工事期間中の踏切安全対策の強化による増額（10億円） 【視点1：事業の必要性】 • 本事業区間におけるラッシュ時の踏切遮断は長時間にわたり、踏切部で発生する交通渋滞が著しいことから、渋滞緩和等を図るために鉄道を高架化し踏切9箇所を除却する事業であり、本事業区間の踏切における遮断時間（約9.2時間/日）は依然として長く、事業の必要性に変化はない。 • B/Cは、将来交通量予測の見直しと国のマニュアル改訂（平成20年度）に伴い、前回評価時2.21から1.31へ減少。 • 工事用進入路の位置変更に伴う工事工程の見直し、および文化財調査範囲の拡大等により工事期間を延長したため、完成は5年遅れの平成28年度となる見込み。 【視点2：今後の進捗見通し】 • 平成25年度に高架化が完了し、平成28年度末に事業完了の予定。 • 未買収地は将来側道となる箇所であり、鉄道高架化工事の支障とはならない。平成28年度の事業完了に向け、引き続き交渉を行う。 【視点3：コスト縮減・代替案】 • 用地は92%取得済み、工事は65%進捗しており、平成22年5月に奈良行きの高架切り替えを行っていることから、コスト縮減や代替案立案の余地はない。 【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続 • 工事用進入路の変更に伴う工事工程の見直し等により遅延しているが、平成25年度の高架化完了、平成28年度の事業完了が見込まれている。事業の必要性にも変化はない。 </p>
14	街路	トヨカキシセン、セシリチュウオウセン 豊中岸部線、千里中央線 〔吹田市〕 吹田市に位置する千里ニューカークから発生する自動車交通の円滑化を図るため、府道豊中摂津線のバイパスとして整備する。	道路築造 事業延長：0.9km 道路幅員：22.0m (4車線、自転車歩行者道両側)	再々評価後8年経過	H1	H24(H18)	54億円 国：29.7億円 府：24.3億円 56億円 国：30.8億円 府：25.2億円	4.26 (6.44)	用地100% (82%) 工事91% (49%)	H15再々評価 事業継続	<p>【事業費の変動】 • 地価の下落により用地費が減少したため、約2億円減少。 【視点1：事業の必要性】 • 本事業は、平成22年3月に一部区間が供用し、豊中摂津線の渋滞解消のためにも残る区間の早期完成が必要である。 • B/Cは、将来交通量予測の見直しと国のマニュアル改訂（平成20年度）に伴い、前回評価時6.44から4.26へ減少。 • 用地交渉が難航し、残り1件の用地取得については、平成22年度に収用裁決により取得したため、完成が6年遅れ平成24年度となる見込み。 【視点2：今後の進捗見通し】 平成22年度に用地取得が完了したため、順次工事着手を進めていく。 【視点3：コスト縮減・代替案】 • 用地は100%取得、工事は91%の進捗であり、平成22年3月に一部区間（0.6km）が供用しており、コスト縮減や代替案立案の余地はない。 【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続 • 現在までの進捗は大幅に遅れているが、残り1件について平成22年度の収用裁決により用地取得が完了したため、遅延要因が解消され、現時点において計画通り平成24年度の完成が見込まれる。周辺道路は依然として混雑しており、災害発生時の緊急輸送路の確保する必要性に変化はない。 </p>

*年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段（ ）は前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

事業別の審議概要

番号	類型	事業名【所在地】・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定期度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)	委員会において確認した事項・主な質疑応答及び意見
15	街路	ジュウツクカツキ線(コトブキヨウコウ)十三高槻線(寿町工区)[吹田市] 吹田市南部における国道479号や大阪高槻京都線の慢性的な交通渋滞を解消するため、大阪市へアクセスし阪急千里線を地下で立体交差するバイパス道路を新設する。	道路築造 事業延長: 0.7km 道路幅員: 22.0m (2車線、自転車歩行者道両側)	再評価後5年経過	H9	H25(H22)	86億円 国: 47.3億円 府: 38.7億円 81億円 国: 44.6億円 府: 36.4億円	1.5 (2.9)	用地100% (91%) 工事63% (7%)	H18再評価 事業継続	<p>【事業費の変動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の理由により全体事業費が5億円増額 <ul style="list-style-type: none"> * 沿道環境対策のため、構造物撤去工について騒音振動を低減する工法に変更したことによる増額(2.5億円) * 地下埋設物設置工事について、騒音振動を低減するため開削工法から推進工法へ変更したことによる増額(0.5億円) * 地下埋設物事業者との協議により、地下埋設物保護のため地盤改良を追加したことによる増額(1.5億円) * 地元住民及び警察との協議により、新たに車両及び歩行者の通行スペースを確保することによる増額(0.5億円) <p>【視点1: 事業の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業箇所の周辺道路は依然として交通量が多く渋滞が発生しており、早期完成が必要である。 沿道環境対策による施工方法の見直し、及び地下埋設物事業者との工程調整に時間を要したため、完成が3年遅れ平成25年度の見込み B/Cは、将来交通量予測の見直しと国のマニュアル改訂(平成20年度)に伴い、前回評価時2.9から1.5へ減少。 <p>【視点2: 今後の進捗見通し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 用地取得済みであり、沿道環境対策による施工方法の見直し及び地下埋設物事業者との工程調整も終了したため、今後、事業進捗が遅れる要因がなく、既に阪急千里線との交差部の工事に着手していることから、整備を進めていく。 <p>【視点3: コスト縮減・代替案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 用地は100%取得、工事は63%の進捗であり、阪急千里線との交差部の工事に着手していることから、コスト縮減や代替案立案の余地はない。 <p>【対応方針(原案)】 ⇒ 事業継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道環境対策による施工方法の見直し及び地下埋設物事業者との工程調整に時間を要したため、完成が遅れるものの、遅延要因は解消され、現時点において計画どおり平成25年度の完成が見込まれる。周辺道路における渋滞の解消と歩行者等の安全を確保する必要性に変化はない。 <p>【主な質疑応答及び意見】(「〇」質問、「→」応答、「◆」意見を示す。)</p> <p>〇便益データについて、プラス便益79億円、マイナス便益73億円とその差が小さく、便益が見えにくい。 ⇒交通量が多い道路ではプラス・マイナス双方ともに出やすい傾向があり。この路線の場合は新設なのでマイナス便益が出やすいため、当該区間に平行する道路ではプラス便益が出やすくなる。それぞれの路線の特性により便益の出方が異なる。既存道路の拡幅の場合はプラス・マイナスの便益の数値が小さくなる傾向があると思う。</p> <p>〇5億円の事業費増が問題。事業費増の理由として「地元住民との協議による工法変更」という記載が多いが、はじめからなぜきちんと地元住民への対応ができなかったのか、地元住民に責任を転嫁しているのではないか。</p> <p>〇地元住民の「わがまま」的要素がかなり強いものから、当然対応すべきところが欠けていたために後々対応する必要がでてきたというところまで、いろいろな段階があると思うが、この表現ではどのくらいのところなのかわからない。委員会としては、「当初から見込むことは難しかったことだが、協議の結果、そんなにわがままを聞いて振り回されたわけではなく、妥当な対応をした」ということで説明されれば理解できるが、ただ「言われたからやりました」ということばかり記載されていると疑問に思う。かなりの振動だと思うので、どうして最初から対応しなかったのかと思うが、資料の記載方法として、「当初から見込むほどではないか、中庸などころなのだ」ということが記載されていないと、疑問を感じるということ。</p> <p>⇒地元住民の方に責任転嫁するという気持ちはないが、記載方法については、「沿道環境対策のため」という表現に修正する。地元住民への説明については、事業着手時に、「事業認可を取得した」ということで、計画の内容や環境対策についても説明するものの、工事中のことまで説明できない。具体的な設計・工事内容の説明も、早い段階ではまだ設計基準や積算基準が変わってしまうので、実際に工事にかかる1~2年前に設計し、それから地元住民に説明することになる。このように間が空いてしまう中で、事前の段階では地元住民の声を把握しきれない中で、当初の工事費算出を行っているところはあると思う。地元住民以外の地下埋設物事業者とも計画段階・事業認可段階から協議はするが、細かい施工方法については、地元住民に工事内容を説明する前になってしまふ。用地取得ができる、具体的な工事内容が見えてくる中で、ここの場合だと吹田市から、工事中についてもう少し配慮してほしいということで追加対策が求められた。また、地元住民からも、構造物の撤去に当たって、外に出してから壊すといった騒音が出にくい工法に変更した。記載方法については修正したいが、対策としては、比較的「手厚い」ものとしているのが実情。</p> <p>〇地元協議の手順や、対応方法についてマニュアル化やルール化はしているのか。 ⇒マニュアル化はしていない。地元住民にご説明する際には、ある程度事業内容が固まってからでないと質問に対応できないこともある。</p> <p>〇どんな事業でも地元に「対策委員会」設置を要請するのか。 ⇒「対策委員会」を設置することは求めていない。基本的には自治会等に相談した上で住民への説明会を実施するが、路線によっては、地元の方が「対策委員会」等をつくっているところもある。</p> <p>〇沿道の住民の方の立場からすれば手厚い対策の方がいいが、事業によって、手厚い場合と薄い場合があるようを感じる。今回はかなり手厚い対策ではないかと感じる。事業によって手厚い・薄いという違いが生まれないような方法はできないかということが気になる。 ⇒「手厚いのではないか」ということについては、この路線の特性として、幅が2.2mと比較的狭い中で、住民の方に近いところがあって、一般的な工事に比べると少し手厚いのかも知れないが、特性に見合った手厚さではないかと思う。場所によってそれぞれの事情があるので、それを勘案した調整が必要だと思う。</p> <p>〇ボックスの上の歩道・自転車道について、なぜ歩道が上り下りになっていて真ん中を自転車道としているのか理解できない。歩道と自転車道でいいのではないか。 ⇒歩道が両側にあって間に自転車道があるのは柵も2つ必要になるし、非効率ではないか。</p> <p>⇒歩道と自転車道の幅員構成についてだが、前回、完成イメージのバースと断面図をお示したところ、資料について確認したところ、自転車と歩行者を分けるという基本方針についてお示しするために提示させていただいた資料だが、あくまでもイメージであり、この構造で決定しているわけではない。今後、委員のご意見や地元市や自治会との協議等を踏まえ、整備内容を検討・決定していく。</p> <p>〇当初の目的は渋滞解消だと思うが、便益の図面を見ても、どこで渋滞解消されたのかわからない。そもそも、当初の意図としては、どこの渋滞を解消しようとしていたのか。最大のプラス便益が発生している区間の時間短縮もわずか0.1分。また、「防災性向上」はもともとの目的には入っていないかったと思うが、アンダーパスでしかも二層になっており、地震時の避難にはいいかも知れないが、水害時は却ってネックになてしまう箇所であり、緊急避難路や消防活動ということを言うなら、このあたりに密集住宅地があって、消防署がこちらにあるので到着までの時間が短縮される等、より具体的な内容を説明してほしい。今後、定性的な効果の説明資料についても工夫してほしい。</p> <p>⇒渋滞解消箇所については、大阪高槻京都線の平成17年の交通量と今回B/C算出のため使用している平成42年の交通量の予測値を抜き出した数値。示している区間で28%減、10%減、25%減となっている。あくまでも平成42年度推計値や他の道路ネットワークができるという前提であり、参考的な数値ではあるが、この資料からも十三高槻線の整備により、大阪高槻京都線の交通量が減少し、渋滞が緩和するということを説明するものとして一定の意味があると考えている。</p> <p>定的な整備効果については、本路線の整備により、移動距離が500m短縮でき、踏切横断の必要もなくなることから、救急車の移動時間が4分から1分になる。3分短縮できることにより、どのような効果があるかということだが、「カーラーの救命曲線」のとおり、4分後に応急救手当をした場合の死亡率は約75%であるのに対し、1分後に応急救手当ができるれば約0%となる。こういう到達時間の短縮が、救急医療現場の中でも効果として見られるということで、具体的な効果の例として追加させていただいた。</p> <p>〇現状はどこで渋滞しているのか。 ⇒国道479号と大阪高槻京都線の2つの路線の渋滞が激しい。十三高槻線全線は、大阪高槻京都線のバイパスであり、全線がつながることにより、渋滞解消に資すると考えている。平成30年頃には中央環状線から内側、大阪市寄りまで十三高槻線が一本の線としてつながるので、そのバイパス効果は大きいと考えている。防災性向上については、十三高槻線自体が大阪府の「広域防災交通路」ということもあり、分断された地域の防災性を高めるとともに、災害発生時に、この路線が通ることによって全体にも影響を及ぼすような効果が発生すると考えている。</p> <p>〇交通量の減を一つの効果の指標としてとらえているが、全てのネットワークができた場合を想定したものであり、もし、この区間が整備されなかったらということを表したものではない。 ⇒北大阪については、平成17年と42年のOD、交通量の発生については、ほぼ変わらないという予測になっている。そういう前提の中で、まだ工事中の区間もあるが、十三高槻線が市内から大阪中央環状線まで開通すれば、やはりバイパスとして効果があるだろうということを示した。</p>

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段()は前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

事業別の審議概要

番号	類型	事業名【所在地】・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)	委員会において確認した事項・主な質疑応答及び意見
16	街路	イズミュカオゼン 和泉中央線 〔和泉市〕 JR和泉府中駅周辺の交通混雑緩和を図るため、JR阪和線を地下で立体交差する道路を新設する。	道路改良 事業延長：0.6km 道路幅員：33.0m (4車線、自転車歩行者道両側)	再評価後5年経過	H9	H24(H22)	124億円 国：68.2億円 府：55.8億円 104億円 国：57.2億円 府：46.8億円	1.48 (3.5)	用地98% (97%) 工事90% (22%)	H18再評価 事業継続	<p>【事業費の変動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記の理由により全体事業費が20億円増額。 <ul style="list-style-type: none"> *当初想定していた土質状況と異なるため、仮設材を残し地盤改良範囲を追加したことによる増額（3.5億円） *地下埋設事業者との協議により、地下埋設物保護のため地盤改良を追加したことによる増額（3億円） *文化財調査範囲拡大による増額。（1億円） *工事期間の延伸による安全費の増額（0.5億円） *物件調査を行った結果、補償費が増額。（12億円） <p>【視点1：事業の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、平成23年3月に本線部分が供用し、現在側道部の整備を行っており、沿道の利便性を確保するため早期完成が必要である。 文化財調査の調査範囲拡大、仮設工法変更に伴う工期延期により、完成が2年遅れ平成24年度となる見込み。 B/Cは、将来交通量予測の見直しと国のマニュアル改訂（平成20年度）に伴い、前回評価時3.5から1.48へ減少。 <p>【視点2：今後の進捗見通し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前回評価時から、文化財調査の調査範囲拡大、仮設工法変更に伴う工期延期により完成が2年遅れるが、平成23年3月末に本線部が供用し、24年度末の完成に向け、現在側道部の整備を行っている。 <p>【視点3：コスト縮減・代替案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 用地は98%取得済み、工事は90%の進捗であり、本線部分はH23年3月に供用済みであることから、コスト縮減や代替案立案の余地はない。 <p>【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在までの進捗は、文化財調査の調査範囲拡大、仮設工法変更に伴う工期延期により遅れているが、遅延要因が解消され、現時点において計画通り平成24年度の完成が見込まれる。周辺道路における渋滞の解消と歩行者等の安全を確保する必要性に変化はない。 <p>【主な質疑応答及び意見】（「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。）</p> <p>○震災を契機に地盤に対する意識を変えて、特に湾岸地域においては、最初から地盤が軟弱だという前提で、十分な地盤調査を徹底しないといけないのではないか。 ⇒地盤改良は見込んでいたが、見込み範囲が足りなかったということなので、今後、特に湾岸地域においては、より丁寧な事前調査を行っていかたい。 補償費について、前回評価時に説明した額が事実と異なっていたことについてはたいへん申し訳ない。今回確認したところ、計画段階での補償費の見積もりは全般に低めだったよう、いずれの物件についても補償費が計画段階から比べて増額になったようだ。</p> <p>○直接この事業には関係ないが、商業者の立場で言うと、資料には定性的効果として「駅前再開発事業との一体整備によるまちの賑わいの創出」と記載しているが、現状この周辺の商業施設はどうなっているのか。また、開発により、もともとの地元の商人が活性化されるのか。大店立地法により、地元の商業者が壊滅状態になってしまう現状があちこちで見られる。そういうことも踏まえた協議を、どこかで実施しないといけない。市がやるべきなのだと思うが、そういうことを十分検討する必要があるということについて府からも提言してほしい。そうでないと地元の商業者もまちもつぶれてしまう。 ⇒まちとしては人の流れがスムーズになるという点では改善されているのではないかと思う。また、地域の方にも配慮というご意見もあったが、今回、地元からの要望もあり、事業完成後も踏切も残すことになった。これは、おそらく、地域の方の利便性を確保し、商業施設へのアクセス等も考慮し、異例なことだが、計画を見直したのだと思う。再開発する場合には、当然、市を中心に地域の方と話し合いが持たれていると思うが、我々道路事業の担当としても、そういう視点を持って対応していかたい。</p> <p>○再開発事業と道路との調整するような場はあるのか。 ⇒再開発を実施する場合、アクセスが大きなポイントになるので、当然、調整はしているが、どこまで細かいところまで配慮が行き届いているかということについては、地元市の再開発におけるリーダーシップの状況等により、地域によっても異なる。我々としては道路はまちづくりとセットという考え方で進めている。</p> <p>○この踏切はひどい渋滞だったので、車両に関しては解消されたと思うが、立体交差にしたのに上の踏切が残っているということだが、上に踏切があったら、人間はわざわざ下へ行くかなということが疑問。カルバートの中に歩道をつくるということになっているが、どの程度利用されているかについて、調査する予定はあるのか。 ⇒歩道については現在工事を進めているところ。上下移動の円滑化のため、エレベーターを設置することを検討しているが、踏切が残ることになったのに、利用されるのかといった課題もあり、府と市の間で調整を進めている。</p> <p>○文化財調査の範囲拡大の理由は。 ⇒文化財調査の対象範囲の拡大は、対象のエリアが拡大したということではなく、想定していたより深い場所にあったため、掘削土量が増え、土留矢板が必要になったということ。</p> <p>○想定が間違っていたということか。 ⇒ポイントごとに試掘して想定していたが、一部の区間では、試掘から想定していたところより深いところから出土したということ。</p> <p>○補償額12億円増額の理由は。 ⇒補償費の増額について、事業計画の段階で、建物内部に入れていた ただくことは困難であるため、外観から推定して補償費を算出しておらず、過去の実績を参考にしているが、結果としてその見込みが低く、全般的に補償費があがってしまった。特に、この付近は商店が多く、補償費が増額になってしまったという説明をさせていただいていたが、建物種別による増加率は、商店は10戸あり、43%増。店舗付き家屋54戸で72%増。一般家屋は8戸で22%増となっており、見積りとの乖離については、商業系の物件の方が大きくなっている。実際に物件調査を行う際には、土地家屋調査士等の専門家に見積もりをお願いし、大きな物件については、府の財産評価審議会に諮って決定するので、適正性は確保されていると考えている。</p> <p>○前回評価時に、外観で算定して、中に調査入った額が上がってしまったということについて、聞いた覚えがある。今回初めて聞いたということではない。 ⇒前回評価時に説明しているが、額が異なっていたということ。</p> <p>○当初、渋滞対策で始めた事業だと思うが、どこが渋滞解消されるのか資料ではわからない。どここの渋滞解消が図れるのか、定性的な効果でもいいので、もっとわかるような資料にすべき。もう一つは、補償額増額について、前回評価時に説明すべきことを、部局も事務局も見逃していたということだが、これはわざとであれば大問題。これについては、委員会として毅然とした態度をとるべき。今後そういうことがないよう、体制を取ってもらうことが必要。 ⇒渋滞解消箇所は、事業箇所。整備後に渋滞ポイントが移動するということもあるので、図面の国道26号交差部に渋滞が移っていないかということだが、二車線で右折レーン等がなかったが、片側三車線となり、特段渋滞は発生していない。</p> <p>◆本事業の補償費については、既に支出てしまっているが、今後は見積りについてより慎重にしていただきたい。</p>

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段（　）は前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

事業別の審議概要

番号	類型	事業名【所在地】・概要	事業内容	再評価要件	事業採択年度	完成予定年度	事業費	費用便益比	事業進捗率	前回評価年度(付帯意見など)	委員会において確認した事項・主な質疑応答及び意見	
17	道路	コドウ371号（イシドウハイウェイ） 国道371号 (石仏バイパス) [河内長野市] 府と和歌山県を結ぶ広域幹線道路であるが、交通渋滞解消と交通事故減少を図るため、両府県でバイパス整備を行う。	道路築造 事業延長：6.1km 道路幅員：7.5～9.0m (2車線、歩道なし)	再々評価後5年経過	H4	第2工区：H20年代後半 第3工区：第2工区完了後着手 (H26)	260億円 国：143億円 府：117億円	1.4 (2.8)	用地99% (99%) 工事57% (50%)	H18再々評価 事業継続	【視点1：事業の必要性】 ・現道はカーブが多く、一部大型車両同士の擦れ違いが困難な箇所もあり、事故も発生している。事故件数（H8:23件、H12:19件、H16:16件、H20:20件） ・バイパス整備により、大阪府と和歌山県の連携の強化、物流の効率化、安全安心の確保、沿線住民の利便性の向上が図られる。 ・本路線は広域緊急交通路に位置づけられているが、22年に土砂災害が発生（1か月通行規制実施）しており、安全・安心対策の必要性が増している。 ・同路線の和歌山県域の道路整備も進捗している。（5.5kmのうち2.3km供用済み） ・B/Cは、将来交通量予測の見直しと国のマニュアル改訂（平成20年度）に伴い、前回評価時2.8から1.4へ減少。 【視点2：今後の進捗見通し】 事業用地は99%取得。 財政再建プログラム（案）による建設事業費削減の影響で事業進捗がベースダウンしているものの、第2工区については、残る1件の事業用地取得を進め、残工事を引き続いで推進し、20年代後半の完成を目指す。 【視点3：コスト縮減・代替案】 ・用地は99%取得済み、工事も57%の進捗であり、一部区間は既に供用済み（1.8km）であり、コスト縮減や代替案立案の余地はない。 【対応方針（原案）】 ⇒ 事業継続 ・建設事業費削減の影響で事業進捗がベースダウンしているが、事業必要性の変化はないため、事業継続する。	【主な質疑応答及び意見】（「○」質問、「⇒」応答、「◆」意見を示す。） ○和歌山県側の進捗状況はどうなっているのか。 ⇒和歌山県側の整備目標は平成25年度完成予定。大阪府よりも和歌山県側の方が進んでいるのが現状。 ○費用便益分析は和歌山側の路線を含んでいるのか。 ⇒大阪府側のみで算出している。 ○京奈和自動車道について、一部暫定供用されているが、どれくらいの交通量があるのか。 ⇒五條北ICから高野口ICまで開通しており、最新の平成22年度の道路交通センサスでは、概ね1万台強の交通量となっている。これと並行する国道24号の交通量は京奈和自動車道の開通により下がっているが、高野口～橋本IC間の断面で見ると、両方合わせた交通量が3000台くらい逆に増えている。 一定の交通需要の誘発効果が、こういった高規格の自動車道が開通することによって現れていると考えている。 ○3000台というのは、24号線で3000台増えたということか。 ⇒橋本東ICと橋本東ICの間の現道の交通量が、平成17年度で約2万3000台あったが、平成22年度の現道の交通量は約1万5000台、京奈和自動車道とあわせて2万6000台となっており、交通センサスでは全国的には交通量が下がっているところが多いが、ここでは、逆に3000台増えているということ。 ○橋本東ICと五條ICの間など、その前後も同じような状況か。 ⇒橋本東ICのもう少し奈良よりで測っており、平成22年度の現道は1万3000台であり、京奈和自動車道とあわせて、2万7000台という状況であり、平成17年度の24号線の交通量は2万台であり、この断面で見ると7000台増えている。 ○このあたりでは結構需要があるということか。 ⇒奈良側はまだ開通見込みがはっきりしていないが、和歌山側については、平成27年度の開通目標で、湾岸の方までネットワークがつながっていくので、かなり交通量としては伸びてくるものと考えている。 ○この事業は、建設事業費削減の影響で事業進捗が遅れているが、必要性に変化はないため、継続するということだと思うが、事業推進のペースを上げるわけにはいかないのか。 ⇒限られた財政制約の中で、平成21年度に第二京阪道路が開通したが、府では、21年度まではこの第二京阪道路に関連する道路に集中して投資してきた。今後は、新名神高速（平成30年に供用予定だが、NEXCOは2年前倒して28年に供用したいとしている）のアクセス道路の整備に集中投資する必要がある。我々としても、本事業のような着手路線にもっと投資していきたいというおもいはあるが、期限が迫っている路線に投資を集中せざるを得ないのが現状である。 ○ベースダウンの意味がわかりにくい。中止するのか。 ⇒休止路線という扱いをするのではなく、限られた財源の中で着実に進めていく。 ○どの程度のペースで進めていくのか。 ⇒全体の道路事業の中で、投資量が毎年変わってくる。その中で振り分けられる予算ということになるので、固定的な形でお示しすることが難しい。 ○昨年、一昨年はどういったペースで進めてきたのか。 ⇒平成18年度から本年度までの当初予算の事業費を示しているが、特に、平成20年度から財政再建プログラム（案）の関係で、事業費予算が削減されている。本路線については、たとえば一時工事をストップし、後に集中投資したらどうかというご意見もいただいたが、和歌山県側では平成25年度完成目標に工事が進められており、一旦この事業を止めるというのは難しい中で、一定程度、着実に事業を進めている。 ◆ここまで来ている以上、この事業については事業継続する必要はある。どう実施していくかは行政の条件もいろいろあると思うので、タイミングを見ながら実施していくしかないだろう。中止するというのは問題だと思う。

※年度、事業費、費用便益比、事業進捗率の下段（）は前回評価時の数値。変更のないものは記載せず。

道路・街路事業のB/C（費用便益比）に関する主な質疑応答及び意見

【主な質疑応答及び意見】（「○」は質問、「⇒」は応答、「◆」は意見を示す。）

都市整備部から道路・街路事業のB/C（費用便益比）について説明（第1回委員会資料6）。

- ・費用便益分析の目的は、社会・経済的な側面から各個別事業の妥当性を評価することにより、より効率的かつ効果的に事業を推進することと考えている。
- ・道路整備事業は、様々事業効果が発生しており、事業効果の分類例として、道路利用面では、走行時間短縮、走行費用減少、交通事故減少、いわゆる三便益の他に、走行快適性の向上、歩行者の安全性、快適性の向上がある。環境面では、大気汚染、騒音、景観などがある。住民生活面では、ライフライン施設による道路空間の利用、それから、災害時の代替路の確保、交流機会の拡大などがある。地域経済面では、新規立地に伴う生産增加あるいは雇用・所得の拡大などが示されている。このように事業効果は多岐にわたっており、この他にも安全安心の観点から、救急医療や、落石による危険除去、踏切待ちによるイララの解消などの項目も指摘されている。
- ・これらの効果のうち、現在採用している費用便益分析は、現時点で十分な精度があり、金銭での算出が可能な「走行時間短縮」「走行経費減少」「交通事故減少」の3つの効果に限り算定している。
- ・現在、採用している便益算出の考え方について説明する。大阪府では、平成21年度にB/Cの一斉点検を実施している。まず、この時点での現実の道路ネットワークをもとに平成42年時点の道路ネットワークモデルを設定し将来交通量を推計する手法を採用している。その上で、検討対象となる道路を「整備する場合」と、「整備しない場合」のそれぞれの場合の供用開始後、50年間の便益、それと事業費と維持管理費を合算した整備に伴う費用額を算出して、便益と費用を比較している。
- ・将来交通量の推計の考え方については、平成17年の全国道路交通センサスのデータをもとに、国の方が、将来の人口、あるいは今後の経済動向を見通して平成42年時点の全国の自動車OD推計値（Origin（出発地）、Destination（目的地））というのも作成されているが、それを基礎データとして作成した平成42年度の大阪府の道路ネットワークモデルをつくり、それに交通量配分を行って推計した。なお、道路ネットワークモデルについては、道路の車線数や車線幅員、走行状況を設定しモデル化したものである。
- ・交通量配分の代表的な方法としては、分割配分法と均衡配分法があるが、大阪府では両方の方法で試算を行い、実測データに近い値が得られた分割配分法を採用している。
- ・走行時間短縮便益算出方法について、従来行っていた算定方法と平成20年11月に改訂された国のマニュアルの算定方法の2つの方法について概要の説明をする。まず、走行時間短縮便益については従来の方法、対象路線を整備しない場合の総走行時間費用から、整備する場合の総走行時間費用を引いて求めるものとなっている。便益を算定する範囲を整備路線と競合する数本の路線に限定した上で、交通量を配分する。道路を整備する場合には、各路線の配分交通量が少ないので、整備しない場合と比べて走行時間が短くなる。この方法は、計算は容易であるが、評価の対象が限定的であるということが弱みとなっている。なお、この方法についても整備路線交通量を国将来OD推計値、それから大阪府の道路交通ネットワークモデルにより配分しており、信頼できる基礎データを使用した分析方法であり、一定の精度は、確保されていると考えている。
- ・国のマニュアルに基づく算定手法では、一定の範囲で将来道路ネットワークモデルを設定する。この方法は、ネットワークモデルの設定により、先ほどのものと比べると、より現実に即したものとなっており、それがメリットであるが、従来のものと比べて計算が必要ということで分析に費用がかかる。整備区間の具体的な計算方法を示しているが、このような新しい道路を整備する場合は、整備しない場合の費用はゼロ、便益は、整備しない場合から整備する場合をひくということなので、計算上、マイナスになる。
- ・交通量と所要時間には、交通量が多くなるにつれて所要時間の値が大きくなるという関係がある。このため、整備がある場合の交通量と所要時間の組み合わせを場合分けすると、4つに分類される。順番にその4つを説明すると、パターン1では、道路整備がある場合の交通量、所要時間が、当該路線の整備が無い場合と比べて、共に少くなるということで、便益はプラスになる。パターン2では、所要時間は変わらないが、交通量が少なくなるということで、この場合も、便益はプラスになる。パターン3では、所要時間は変わらないが、交通量が大きくなるということで便益はマイナスになる。パターン4については、交通量、所要時間共に大きくなり、便益はマイナスとなる。ということで、便益がプラスとなるのは、パターン1、2の場合になる。
- ・豊中岸部線の整備により、時間短縮便益がどこに、どのくらい発生しているかということを図化した。マイナス便益が大きいのは、整備対象区間を含む豊中岸部線。プラス便益が大きいのは、豊中岸部線に平行する北側の府道、それから南側の市道、さらに南側の府道。このように、着色された路線を区切ると南北方向約9キロメートル、東西方向約12キロメートルの範囲に収まっており、便益の多くが、豊中岸部線の場合、検討路線の周辺に発生していることがわかる。残りの3割については、これ以外のネットワーク全体で発生している。
- ・なお、このデータを作成するには、データ整理が必要であり、21年度にB/Cの一斉点検を行った中では、このような図面作成用のデータ整理を仕様書で示していない。このため、今後、予定している個別箇所の説明では、データのある3路線について、この資料と同等の説明をさせていただきたい。また、今後費用便益分析をするにあたっては、図面化を仕様書で示し、分かりやすい説明ができるように義務づけていきたいと考えている。
- ・個別箇所の説明にあたっては、国のマニュアルで算定している三便益以外に、図面や写真等を活用し、各路線の様々な事業効果についても説明をさせていただきたいと考えている。

○今日はすぐには道路の議論はしないが、昨年度の宿題として気になったことと、道路関係が非常に多いことから、ご説明いただいた。審議になれば、可能なものはこれを示してください。

⇒作成できるものは示していく。データが無いものについてはご容赦いただきたい。

○今日の説明は一定理解したつもりではいるが、基本的には今日の例でいうと走行時間短縮便益の効果を狙った路線であればこれでよいが、先程委員長から話があったように、歩行者の安全や周辺住宅に対する環境影響という観点に着目すると、すべての道路事業が今回出しているような計算では済むわけではなく、このあたり今後どういう方針で費用便益の議論をしていくことになるのか見通しがあれば教えていただきたい。

⇒数値化できない効果はたくさんあり、それらについては最後の資料になるが、定性的なものについては、図面や写真などを使って整備効果を詳しく説明していただきたい。

○確かに見た目、感じというのも良くわかるが、やはり何がしか客観的な根拠がほしい。全てができるとは思っていないが、計量化する努力は必要ではないか。例えは環境指標の計量化などの努力も大阪府独自で考えられるのではないか。

⇒例えば、CO₂の削減は数値化しやすいが、新たに整備する際に発生するCO₂は数値化が難しい。なかなか3便益以外は計測が難しいので、大阪府独自にというのは難しい。

○ライフサイクルコストの問題は各種の建設事業に取り入れられ始めているが、この道路建設にも応用可能なのではないか。そういうこともあります、温暖化の算出については、環境問題の一部ではあるが、検討の余地があるのでないかと感じたがどうか。

⇒できるだけそういう情報も用意したい。国のはうが、今回の大震災を受けて、災害時の役割についてはこれを定量化するような見直しを進めているという話を聞いてるので、そういう情報は早めに把握して、中で議論ができるのであれば、そのような取り組みをしていくことも考えたい。

○示せるものは、一定の国の方針に沿って示しく。他の指標を定性的に、特に事故なんかは定量的にするには難しいが、できるだけ定性的なものも記述した上で、定量化についても努力していただく。

今年度評価対象であった道路事業に関する主な質疑応答及び意見

【主な質疑応答及び意見】（「○」は質問、「⇒」は応答、「◆」は意見を示す。）

都市整備部から道路事業4件〔豊能池田線（伏尾バイパス）、余野茨木線（1工区）、美原太子線（粟ヶ池バイパス）、大阪和泉泉南線〕の現在の状況について説明。（第5回委員会資料3P1,2）

- ・4件の道路事業は、現在、一時休止中であり、都市整備中期計画の策定とあわせて議論し、再開等についての府の方針を出すこととしている。同計画は、人口減少白書や府の成長戦略とあわせて考えていくものとしている。その中で、まだ確定はしていないが、知事選がこの秋に行われる可能性があり、もともと11月ごろを完成の時期として進めていた計画が全般的な動きとして延期される方向であり、都市整備中期計画も年度末を目指して策定を進めていく予定となった。そのため、同計画を基に4件の道路事業の対応方針（原案）をお示しする予定であったが、今年度の委員会では提示できなくなうことについてご報告し、おわりしたい。
- ・今後は、来年の3月末を目途に成案とすることを目標としており、それに先立つ府内の合意形成も8月末を予定していたが11月末以降になる予定。
- ・府議会調整についても、9月議会で調整を図っていく予定であったが、来年2月議会で調整する方向で考えている。
- ・計画についてのパブリックコメントについても、9～10月に行う予定であったが、2月以降に行う方向で考えている。
- ・以上のことから、今年度予定していた4件の道路事業については、24年度以降にご審議をお願いしたいと考えている

○この4路線については再評価・再々評価案件であるから、現在、継続中なのか。

⇒昨年度審議していただいた「大阪枚岡奈良線」と同様、財政再建プログラム（案）の影響で一時休止しているもの。「大阪枚岡奈良線」についても、同様に中期計画の中で方針決定し、昨年度いただいたご意見への対応方針を公表する必要がある。

○「一時休止」とはどれくらいの期間を想定しているのか。

⇒特に期間を設定している訳ではない。いろんな状況の変化が生じ、一定程度、事業を再開する必要性が高まれば再開していくと考えているところ。

○明確な定義があるわけではないということ。

⇒財政的に厳しい状況で、すべての事業を実施することが困難な中で、トータルで17路線について一時休止としている。